

(この資料は全部お読みいただいて 150 秒です)

事業復活支援金について

令和 3 年度補正予算の成立を受けて、新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として、地域、業種を問わず、事業収入が減少した企業や個人事業主に対する給付金が予定されています。

【対象者】

- ・新型コロナの影響で、2021 年 11 月から 2022 年 3 月のいずれかの月の売上高が、2018 年 11 月から 2021 年 3 月までの間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して、50%以上または 30%から 50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）。

【給付額】

◆上限額

- 個人：売上高減少率 ▲50%以上…50 万円
▲30%から 50%…30 万円

○法人

年間売上高 売上高減少率	1 億円以下	1 億円超～5 億円	5 億円超
▲50%以上	100 万円	150 万円	250 万円
▲30%～50%	60 万円	90 万円	150 万円

※年間売上高は基準月を含む事業年度

◆算出式

「基準期間※1 の売上高」と、「対象月※2 の売上高」に 5 をかけた額との差額

※1 2018 年 11 月～2019 年 3 月、2019 年 11 月～2020 年 3 月、2020 年 11 月～2021 年 3 月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間

※2 2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月

【申請開始時期】

1 月 20 日現在においては公表されていませんので、随時に経済産業省の HP をご確認ください。

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<http://www.myts.co.jp>